

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		川西市個人情報保護審議会(第 52 回)	
事務局(担当課)		総務部総務室総務課 内線(2321)	
開催日時		平成 25 年 7 月 3 日(木)午後 6 時～午後 7 時 10 分	
開催場所		川西市役所 4 階 庁議室	
出席者	委員	井上委員(会長)・山口委員(副会長)・長尾委員・乗井委員・ 三宅委員・丸山委員・田邊委員・荒木委員 以上 8 名 (欠席:恩地委員・武内委員)	
	その他	(諮問実施機関) (健康福祉部) 根津部長 (健康福祉部 長寿・保険室) 山本室長 (健康福祉部 長寿・保険室 国民健康保険課) 作田課長・上田主査 (健康福祉部 長寿・保険室 長寿・介護保険課) 山本課長・西田主査	
	事務局	小田部長・井内室長・阿部課長・今井課長補佐・熊井主任・四方田・松永・福田	
傍聴の可否		可	傍聴者数 0 名
会議次第		<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 審議事項 諮問第 45 号  (1)国保データベース(KDB)システムの導入に伴う国民健康保険被  保険者、介護保険被保険者、国民健康保険組合被保険者、及び後期  高齢者医療被保険者に係る個人情報の本人外収集について  (2)国保データベース(KDB)システム導入に伴う国民健康保険被保  険者、及び介護保険被保険者、に係る個人情報の目的外提供について</p> <p>諮問第 46 号  医療保険と介護保険の給付調整に係るレセプト点検の実施に伴う国  民健康保険被保険者、介護保険被保険者及び後期高齢者医療被保  険者の個人情報の本人外収集について</p> <p>3 その他</p>	

会 議 結 果

当該諮問(第 45、46 号)案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。

## 審 議 経 過

会 長:開会のあいさつ

事 務 局:説明

(1)本日提出資料の確認及び説明

事前送付資料 ・開催通知

・諮問書(第 45、46 号)

・諮問書第 45,46 号に関する資料(別紙)

本日提出資料 ・レジメ

・委員名簿

・座席表

・審議資料

第 45 号資料 「国保データベース(KDB)システムについて」

「国保情報データベース(KDB)システムに提供する個人情報」

「国保データベースシステム活用のポイント」

「国保データベース(KDB)システムから提供される情報の活用について」

第 46 号資料 「突合処理の概要図」

「介護保険と医療保険の給付調整」

(2)諮問案件概要説明

諮問案件説明:以下のとおり

質疑応答:以下のとおり

審議:以下のとおり

<p>会 長</p>	<p>では定刻になりました。本日は大変お忙しい中、「川西市第52回個人情報保護審議会」にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。それでは開会したいと思います。初めに本日の委員の出席についてであります。恩地委員並びに武内委員より欠席の届出をいただいております。また、現在のところ8名の委員に出席いただいております。当審議会規則第4条第2項の規定によりまして、本日の会議が有効に成立していることをまずご報告させていただきます。それではさっそくですが、本日は開催通知にてご案内のとおり、諮問第45号および第46号の審議を願いたいと思います。</p> <p>まず具体的な審議に入ります前に、諮問案件の概要等、本日配布されております書類の確認等につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">事務局 説明(諮問第45号、46号案件の説明含む)</p>
<p>会 長</p>	<p>どうもありがとうございました。事務局からの説明等がありましたが、ただいまの説明の件に関しまして何か質問等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは本日の会議の進め方についてですが、諮問案件は2つです。その諮問案件ごとに実施機関の担当者から説明受けたのち、委員の皆様方からご質問をお受けし、実施機関の担当者が退席したのち、案件ごとに諮問事項についてご審議いただくという形で進めさせていただきたいと思いますが、これは従来とおりのパターンとなりますがよろしいでしょうか。</p> <p>では、そのように進めさせていただきます。それでは諮問第45号、および第46号の実施機関であります、健康福祉部 長寿・保険室 長寿・介護保険課および国民健康保険課の担当者を入室させてください。</p> <p style="text-align: center;">実施機関 入室</p>
<p>会 長</p>	<p>どうも夜遅くにご苦勞様です。それではさっそく本日の審議案件についてご説明を受けたいと思いますが、その前に実施機関の担当者の方々に簡単に自己紹介をお願いします。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>本日は諮問案件でお世話になります。私は健康福祉部の「根津」と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>長寿・保険室長の「山本」と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>国民健康保険課長の「作田」と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>国民健康保険課の「上田」と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>長寿・介護保険課長の「山本」と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>長寿・介護保険課の「西田」です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

<p>会 長</p>	<p>それでは本日の審議案件についてご説明を受けたいと思います。まず諮問第45号、国保データベースシステムの導入に伴う国民健康保険被保険者、介護保険被保険者、国民健康保険組合被保険者、及び後期高齢者医療被保険者に係る個人情報の本人外収集について、(2)国保データベースシステム導入に伴う国民健康保険被保険者、及び介護保険被保険者に係る個人情報の目的外提供について、それぞれの実施機関担当者からの説明をよろしくお願いいたします。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>それでは諮問45号(1)国民健康保険被保険者、介護保険被保険者、国民健康保険組合被保険者、及び後期高齢者医療被保険者に係る個人情報の本人外収集について、(2)国保データベース(KDB)システム導入に伴う国民健康保険被保険者、および介護保険被保険者に係る個人情報の目的外提供についてご説明申しあげます。別紙のように国保データベース(KDB)システムを活用し、保険事業・介護予防事業等実施をするものでして、収集利用提供する個人情報の内容としましては、中段に書かせてもらっておりますように国民健康保険の情報等、また介護保険、被保険に関する情報等列記いたしております。その中で、諮問第45号… 失礼しました。資料におきましては、諮問第45号の1をお開きください。先ほど申しました国保データベースシステムにつきましては、国民健康保険、介護保険は市が保険者として行っています。この中で被保険者に関する情報、医療給付に関する情報、特定健診、特定保健指導に関する情報等につきまして、兵庫県国民健康保険団体連合会のほうへ審査支払、また共同事業等につきまして委託を行っているところです。</p> <p>また同じく介護保険につきましても、被保険者に関する情報、要支援、要介護認定に関する情報、介護給付に関する情報等につきまして、国民健康保険団体連合会のほうに同様の趣旨で委託をしております。</p> <p>一方、兵庫県の後期高齢者医療広域連合につきましても同様に、被保険者に関する情報等を国民健康保険団体連合会のほうへ提供し、その後につきまして審査支払また共同事業を行っております。</p> <p>国民健康保険団体連合会につきましては、国民健康保険法に基づきまして、都道府県ごとに設置されている団体となります。先程申しましたように、各保険の給付等に関しましても、審査支払業務また共同事業等を行っていきたいところです。</p> <p>また国民健康保険中央会につきましては、その中での共通する事業等について、効率化の観点から各都道府県で設置されております国民健康保険団体連合会が会員となり、設立された団体でございます。</p> <p>今回は国民健康保険中央会のほうでKDBシステム、国民情報データシステムを導入することにつきまして、ご審議をお願いしているところです。続きまして資料の4をお開き頂きたいと思います。</p> <p>平成25年6月25日付の厚生労働省のほうから各都道府県へ発送された書類でございまして、国保データベース(KDB)システムから提供される情報の活用につ</p>

	<p>いてでございます。この中で先程申しました、国保データベースの内容、医療保険また介護保険の保険者の役割等につきましてご説明させていただきます。</p> <p>現在、公益社団法人国民健康保険中央会(国保中央会)において、各都道府県国保団体連合会の協力を得ながら開発を進めているこのデータベースシステムでは、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度における診療報酬明細書等ならびに特定健康診査および特定保健指導等に関する記録や介護保険制度における介護保険給付費明細書等の情報について、それぞれの情報を突合し加工するなどにより、統計情報また個人の健康に関するデータを作成し国民健康保険の保険者、介護保険の保険者、後期高齢医療者、広域連合等が統計情報を閲覧できるようにするとともに、国民健康保険の保険者、介護保険の保険者または後期高齢者医療広域連合が国保連合会との間で合意し委託した範囲内で各保険者において加入する被保険者に係る個人の健康に関するデータを利用できるようにすることとしています。</p> <p>次に保険者、市町村ですが、国民健康保険・介護保険の場合であれば、保険者は市町であります。健康増進法第6条の健康増進事業実施者として国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針におきまして、特定健康診査その他の各種検診の実施主体間で個人の健康情報の共有を図るなどの連携を図り、質の高い保険サービスを効果的かつ継続的に提供することとされているほか、地域保健法第4条第1項の規定に基づきまして、地域保健対策の推進に関する基本的な指針、国民健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針、介護予防事業の円滑な実施を図るための指針において、市町村衛生部局や他の保険者と連携しながら、個々の被保険者の特性やニーズに応じた保険事業や介護予防事業を効果的かつ効果的に実施することとされています。</p> <p>以上の診療報酬明細書特定健診記録等の情報につきましては、各法律等に情報の提供・利用等につきましては列記されているところでございますが、このたび国保データベースシステムが新たに作成され、また本年10月から稼働する予定の中で、この国保データベースシステムを用いての情報の提供・利用につきまして、明示がされていないことからこのたび当審議会でお諮りいただきたいと考えているところです。</p>
<p>会 長</p>	<p>諮問第45号につきましての説明は以上となります。ただいま説明いただきました内容に関しまして、委員の皆様何かご質問等ございませんでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>仕組みがなかなか分かりにくい、どこにどういう形で個人情報の問題が発生するのかというのがわからないと思いますが。</p> <p>45号の(1)(2)というのはほぼ横並びですが、矢印の方向性？問題抽出等を使ってやるとのことですが、ほぼ同じですね。情報が行って帰ってという意味合いになるのですか。</p>

<p>実施機関</p>	<p>まず本人外収集につきましては各保険者が、それぞれの医療情報であれば国民健康保険課がもっていました。また介護保険の情報であれば介護保険課の中で活用していました。今回KDBシステムができることにより、国保の中央会のほうにおけるデータベースによりまして、それらを被保険者両者の方につきましては同一の方がおられるかをまず突合しまして、Aさんの場合Bさんの場合といったような、医療情報から見たら、たとえば介護保険度はどうかなど、あるいは川西市における医療の状況等につきましてどういった傾向にあるか、そういったことにつきまして各市、川西市の状況把握がまずできる。それをもとに保健指導の中でも、例えば脳血管障害が多いのであれば、そこに特化した中での保健指導等を重点していく必要があるのではないか、また一方で病名等による介護度の出現率等からそういった傾向を把握しながら、介護予防事業等につなげていきながら、個々の保険の適正な運営、円滑な運営に備えていきたいという仕組みとなっております。</p>
<p>会長</p>	<p>国民健康保険課が持っているデータをまず団体連合会に提供する。介護保険課の持っている情報を同じように団体連合会のほうに提供する。そこで突合というか、データベース化されることによって一つに一体化されてしまう、と。だから今度はそのデータベースから情報を引き出そうとすると、実は国民健康保険課が本来持たない介護保険課の情報が入ってくる、というのが個人情報の問題ですね。</p> <p>そして、これは本人外収集の場合は、川西市とは別の後期高齢者医療広域連合組合のほうからも同じようにデータが向こうに出て、それがデータベース化されているので、同じように全部組み合わさっている。だから本来持っていないものがこのデータベースから出てくる。こういうことが、本人外収集ですかね。同時に、情報提供してそこでデータベース化することに対することも出しているわけですが、これが目的外利用という仕組みなのです。</p> <p>個人情報の何が問題なのかというのが、なかなか分かりにくい。本来なら見えないはずのものがデータベース化されることで一緒にひき出されてしまうということと同時にデータベースのほうへ出していることによって、突合されているからくっつけて見られるようになってしまう、というところが目的外利用のための提供というシステムなわけなのですが、質問等ございましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど、データの使用に関しては統計的な形ではじき出されたものに関して、市の中でどのような疾病が傾向としてあるのかそういうものを見るというようなご説明があったと思うのですが、資料の 1 ページ目の下から9行目のあたりに「各保険者において加入する被保険者に係る個人の健康に関するデータを利用できるようにする」というようなことがあって、これは結局、統計的ではなく、個人レベルについても見るというお話なんですかね。</p>
<p>実施機関</p>	<p>この分につきましては各保険者の加入する被保険者に係る個人の健康に関するデータを利用できることとすとなつてございます。といいますのは、医療情報の中</p>

	<p>でも、特定健診の記録なり、また傾向等々、その中でも特に特定健診につきまして成人病等、メタボ検診等も一環で行っているところですが、そういった中で、その方についてどういった病気があって成人習慣病が出てくるのかといったものがでてまいります。そういった中でも、個々の方々・保険指導の中で、ガスを抜けるという仕組みも設けられているわけです。なおこの資料の の3頁目のほうに書かれておりますが、この中でも(2)国保連合会が統計情報等の作成を国保中央会に委託して実施する場合において、中段のところでございますが、国保連合会は、診療報酬明細書等、特定健診等記録及び介護給付費明細書等における個人が特定できる情報をまず暗号化したうえで、国保中央会に送信している。またその中でそれにつきましては国保連合会において厳重に保管・管理していくといったところでも、一応個人情報保護につきましてはそういう対応を措置をとることとなっているところ</p>
<p>会 長</p>	<p>他にございませんでしょうか。本来ならここで諮問45号のについての検討を行うことになるわけですが、実は、46号の医療保険と介護保険の給付調整に係るレセプト点検の実施に伴う国民健康保険被保険者、介護保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の個人情報の本人外収集につきましても、実は担当課・実施機関が同じですので、この説明を先に受けてしまって、その後個別諮問案件について検討していきたいと思っております。それでは実施機関のほうから諮問第46号のほうの説明をお願いします。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>それでは、諮問第46号、医療保険と介護保険の給付調整に係るレセプト点検の実施に伴う国民健康保険被保険者、介護保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の個人情報の本人外収集についてご説明申し上げます。</p> <p>事務の内容としましては、まず、介護保険におきまして、介護保険給付費の審査支払事務、また国民健康保険給付費審査支払事務の適正化を図るところです。収集する個人情報の内容につきましては、中ほどでございますが、介護保険のほうから見れば、国民健康保険被保険者の診療報酬明細書に関する情報、後期高齢者医療被保険者の診療報酬明細書に関する情報、また国民健康保険からすれば、介護保険被保険者の介護給付費明細書に関する情報でございます。内容としましては、現在川西市では医療給付費、介護給付費の適正化を図る観点から、診療報酬明細書・介護給付費明細書の審査業務を兵庫県国民健康保険団体連合会に委託し実施しているところですが、厚生省からは、さらなる医療費適正化につながる取り組みとして、医療給付情報と介護給付情報の給付調整(突合点検)を実施し、点検の強化を図るよう指導されております。</p> <p>本来、医療給付と介護給付が重なる部分は、介護給付が優先し医療給付は行わない原則が法律に定められてございますが、医療保険と介護保険の制度はそれぞれ別であり、点検も独立して行っているため、現状では直接重複チェックをすることができない状況でございます。そこでこのたび、医療給付情報と介護給付情</p>

<p>実施機関</p>	<p>報を突合せ、その突合リストを利用して突合点検を実施しようとするものでございます。その収集先としましては、兵庫県国民健康保険団体連合会でございます。それに伴います給付調整のほうの説明は、担当のほうより説明させていただきます。</p> <p>それでは私の方から諮問46号の の資料に基づきまして、具体的に給付調整がどのようにおこなわれるのかということについてご説明させていただきます。</p> <p>まず突合処理の概要となります、国保連合会介護給付費適正化システムにおきまして、介護給付の給付実績、受給者台帳と医療給付情報、電子化されたレセプトのみを対象にしていますが、これを突き合わせた情報を医療給付情報リストとして情報提供を受ける、これ国保連合会が受けるということになります。その中で疑義のある給付内容について過誤申立てを行うことにより、適正な給付を確保するという事に繋がります。</p> <p>具体的な処理の流れが2番になってまいります。医療給付情報の突合リストが毎月月末頃、国保連合会から各保険者に送付されます。後期高齢者広域連合、国民健康保険、介護保険それぞれに送付されまして、後期高齢と介護保険につきましてはCD-ROMで、長寿介護保険の介護保険のほうにつきましては介護給付費の適正化システムを通じて提供されるということになります。そこでこの突合リストによる点検を行いまして事業者へ確認し最終的には過誤処理を行っていくという流れになります。</p> <p>では、具体的に医療情報どう突合するのという視点はこういったものかといえますと、3番の(1)医療機関に入院中では受けることのできない介護サービスを受けていることはないか、(2)医療と介護で同様のサービスを受けていることはないか、(3)要介護認定者が受けられないことになっている医療サービスを受けているのではないかという視点でチェックをかけていくことになります。</p> <p>(4)の介護保険と医療保険の具体処理事例と書いてございますが、この分につきましては、確実に過誤調整が必要となる事例をあえて挙げさせていただいております。医療保険の情報のほうでは、4月の入院日数が30日あるにも拘らず、介護の保険の給付で9日間、訪問介護の給付があるというケースになりますと、一般的に考えると4月が30日もあるのに別に介護保険の給付が9日あるのはおかしいという疑問が生じてきます。この部分につきまして業者のほうに確認をしまして、もし誤りがあればその訂正を行うということになります。</p> <p>46号の の資料、これが主なデータ 流れの概要図になります。介護保険の国保連合会がすでに持っている医療給付の情報と国民健康保険それと介護保険の給付情報、これを介護保険の支払いシステムで突合処理を行う、それによって出たリストを各保険者に配っていくと先ほど申し上げた内容がこれです。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。46号案件についてご説明いただきましたが、委員の皆様ご質問ございませんでしょうか。</p>

委員	この突合リストに関してですが、突合リストを保険者である川西市のほうで受け取るのは、その都度ということなのですか？それともまとまったものを受け取ってという形で？どのような運用になるのですか。
実施機関	レセプトともうしますものは、医療保険にしましても介護保険にしましても毎月締め、一月ごとまとめたの請求を行っています。その情報を使いますので一月まとまったデータに対しての突合処理をかけて、それに対する疑義データが出てきますので、リストとしては一括で出てまいります。
会長	他にはよろしいでしょうか。
委員	審議会とは関係ないのかもしれませんが、医療機関同士の突合というのはすでにされていますよね。医療サービス同士の突合、介護保険同士の突合というか、そういうのはお互いに現状情報交換はないので、なか同士での突合っていうのは十分されているものなんですか。
実施機関	もちろんそうです。例えば医療情報でしたらA病院、B病院のその月といったかたちで、薬局さんの情報データも当然一緒にして、それともっと言いますと4月5月6月というような情報を並べて、長期間にわたってそれが適正な給付がなされているのかどうかというチェックまでしております。
委員	今回は医療と介護が両方突合というかたちになっていくと？
実施機関	そうです。 介護も同様に介護の事業所の中では突合しております。
会長	他に何かございますでしょうか。
委員	このデータベース化をすることによって、ものすごく処理が簡単になるのですか。
実施機関	簡単になるというより、これまでできなかった介護側の情報と医療のリスト情報チェックを、先ほど言いましたように医療の請求と介護の請求が被っている可能性がある、間違っ被っている可能性がある、それはやっぱりどちらか一方の請求だけにとどめてもらわないといけない。その間違っ支払った請求分をお返しいただく、というようなチェックができる。それは両方のデータをそれぞれ合わせないといけない処理ですので、それはたやすくなります。
委員	今までは難しかったのですか。

<p>実施機関</p>	<p>そうです。今現在はそれぞればらばらの管理になっております。非常に難しかったです。やろうとすると、たとえば介護施設に入ってらっしゃるであろうという方を推測して、それを調査するという事は、できないことはなかったですが、それもその方々の了解を得たうえで調べて行くということですので非常に困難であったと言えるわけです。</p>
<p>会長</p>	<p>他に何かございますでしょうか。質問なければ実施機関の皆さんにご退出していただきます。実施機関の皆様ありがとうございました。退出をお願いいたします。</p> <p>実施機関退出</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、実施機関の説明を伺いましたので、本日の諮問案件であります個人情報取り扱いにつきましてご審議いただきたいと思えます。</p> <p>まず初めに45号案件の審議でございますが、本日においては本人外収集と目的外利用提供の2点についてご審議いただかなければなりません。</p> <p>まず本人外収集につきましてはお手元に今配布いただきました、個人情報保護条例8条第3項5号の規定にありますように、本人から収集することにより事務の性質上その目的達成に支障が生ずるか、円滑な実施を困難にする恐れがあるかについてご審議いただくこととなります。さらに目的外利用提供に関しましては、同じく条例第10条1項4号にありますとおり、当該個人情報の目的外提供をするのに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないと認められるかどうか、また、同じく第2項にありますように、本人通知の必要性の有無に関しましてもそれぞれ検証しなければならないということになります。ということでございまして、本人外収集、並びに目的外利用提供に関しまして、ご自由に用件に絡みましてご自由にご発言いただきたいと思えます。委員の方々からご自由に意見をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>現実問題といたしましては、提供されたデータがデータベース化されて戻ってきた時に、実は知らなかった情報も一緒に入ってくるというパターンですので、本人から収集することがどうのこうのというより、本人から一つずつ承諾をもらうことによる円滑な実施を困難にする恐れ、実施機関が言われていたように、推測したうえで聞きに行き承諾をもらわなければどうしようもないというような問題にもなりますので。さらに、目的外利用提供に関しましても、結局は相当な理由があるかどうかに関しましても、くっつけてみないと、その本人の情報がこっちに一部ある、こっちにも一部あるというのが分からない。それがデータベース化され、ひとつになって、特定の個人の健康状態がわかるということですので、相当な理由があるでしょうし、本人の健康状態を把握することによってその人の今後の健康増進等の措置をとれるということですから、権利を害するというよりむしろ権利を保護する方に使われることに</p>

	<p>なろうかと思えます。</p> <p>これは面白いもので健康保険と介護保険とこういったものを別々の課の担当でそれぞれ取り扱われているために一つにすると、本来知らないはずの情報が入ってくる。あるいは、そういうことをするために情報提供をしているわけではないのだけれども、そういうシステムの中に情報を取り込まれてデータベース化されてしまう。ということで相当な理由はないわけではない、個人の不利になるものはない。もともと病気でお医者さんへ行って薬をもらったとか、あるいは介護保険とか本人の権利が害されるとは必ずしもないのではかと思われます。</p> <p>こういう形で情報が入ってきます、あるいは情報が使われますということについて本人に通知するかしないかという点ですが、これは国民健康保険だろうが介護保険被保険者というのはかなりの数になりますので、個々に伝えていくと事務が煩雑になるだけではない上に、医者へ行っているなど、そもそも本人が持っている当然わかっている情報ですので、一つ一つを一人一人に通知する必要性も特に認められないのではないかと思います。</p>
委員	<p>それでは市の仕事の簡素化にならないですね。</p>
会長	<p>逆に、むしろ増えてしまう。</p>
委員	<p>簡素化するためにやるのでしょうか。</p>
会長	<p>問題は健康保険課へ介護保険の情報がやってくる、介護保険課へ健康保険課の情報がやってくる、自分たちで得た情報を適正に管理してもらえるのかどうかの問題になるということでありまして、一応別紙に書かせてもらっている通りで、収集及び提供にあたっては、以下の条件を付する。収集した個人情報を目的外に利用提供しないということ、収集提供した個人情報は、内容の漏えいを厳重に管理してもらうということをそれぞれの実施機関に徹底させることによって、知らなかった情報を得てもこれで保護はされるのではないかとということが考えられるところでございます。</p> <p>この点に関しまして自由に委員の方々ご意見等お出しただければと思えます。</p>
委員	<p>繰り返しになりますけれど、最終的に中央会でデータがまとめられて、地域でどういう病気が流行っているかなど、そういうデータが分析されたりして非常にいいのではないかと思うのですが、データが集まってくる際には、漏えいだけが恐ろしい。今まで個人情報とそれぞれ病気がばらばらになっていた情報が、全国に行くときにはどうしてもついていきますので、そういうデータをほしがられるよくない方がいるかもしれないので、川西市だけではないですけど、やっぱり漏えいの部分だけは気を付けないといけないなと思えます。</p>

委員	中央会に行くときは暗号化されて、中央会を出る時もデータベースは暗号化されていくのですか。
会長	国保連合会では県の条例で規制がかかっております。 データベース化する際のデータマッチングの問題につきましては、一応目的外利用と、県の方の個人情報の審議は致しました。
委員	他に何かご意見等ございませんでしょうか。
委員	意見ではないのですが、ここにあるデータというのはバラバラではあるけれど、川西市のほうで既に持っている情報ですよ。
会長	そうです。ただ、それぞれで持っている課は違います。
委員	課は違う。それがデータマッチングされることによって、新たな情報価値が生じる、ポジティブな部分はわかりました。一応敢えてネガティブなことは何かないのかとずっと頭の中で考えているのですが、私の中でまだ見つかってないのですが、そういったことがありそうでしょうか。
会長	ネガティブな要素ですか。先ほど三宅委員がおっしゃったように、それぞれバラバラにあるとアイデンティファイがなかなかしづらい。ところがマッチングされると同一人として完全に形が形成されるということになる。だから国民健康保険課は病気等々の情報は持っている、どんな薬を飲んでいるのかもわかる。ところが介護保険の履歴は分からないわけなのですが、それが入ってくると、この人は介護保険も受けていたのかという形で、あっちからもこっちからも、もっている個人イメージが勝手に出来上がってしまうということもある。
委員	それで、これは案件としては別なのかもしれませんが、レセプトとの関係でいうと、それこそが重要だということになるかと思うのですが。
会長	しかしながら、病気だけだと思っていた人が実は介護保険も受けていて、こういう人だったんだというのがわかることによって、その個人の、それがポジティブに使われるというのが今回の、その人の健康増進の中での措置を市のほうで考えましょうというパターンになるわけなのですが、本来ならそういうことはわからなかったんですから、それが市の方で、ある種全人格的な、健康に関する全人格みたいな情報を得てしまう、しかも健康保険課の方でそういう情報、逆に介護保険課の方では別の情報をという形でそれぞれイメージが出来上がれば、私ではない私がイメージ化されてしまう可能性もある。

委員	<p>そうすると、個人個人へのきめ細かい保険サービスというものが、かえってお節介だと、そういうふうなのいないからという話は一方ではあるわけですね。そこら辺その真反対のポリシーというものについてどう考えるかが、ひょっとしたら今回関係してしまうのかな。</p>
会長	<p>だからここで審議して、それがいいのかどうか、そういう形の個人情報の使い方がいいかどうかと審議する。</p>
委員	<p>そうですね、はい。</p>
会長	<p>それは同じようなことで県の連合会の方にもあって、本来わからなかったはずのデータが、本来は市で留まるはずのデータがこっち側で、この県民はこんな人だとわかってしまうという問題もあると、ここが議論の対象になったというのが私の体験上、ついこの間あったんですけど。</p> <p>いかがでしょうか、ポジティブな側面だけでなくネガティブな側面もあると。個人情報に関しましては、こういうデータマッチングというのはデータベース化されてしまいますと、私ではない私のイメージが作られてしまうという可能性がないわけではない。これが個人情報の最大の問題点とは言われています。そういうことでそれぞれの実施機関のほうには本人外収集におきまして目的外利用におきまして、収集及び提供情報等に関しましてそれぞれの機関におきまして漏えいがないように、個人情報についての管理は厳重に行うようにという形の付帯事項を付けさせていただいて、諮問内容に関しましては可とさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>はい。</p>
会長	<p>どうも有難うございます、ではそのように45号につきましては取り扱わせていただきます。</p> <p>もうひとつ、同じ問題、これはデータベースの問題ではなくって介護保険の問題、介護保険のレセプトと健康保険のレセプトを突合せさせることによって不正な給付を受けてないか。</p>
委員	<p>なんの悪いこともないのではないのでしょうかね。</p>
会長	<p>社会的にいいますと、不正の問題、生活保護を含めまして、いろいろみられるところであると思うのですけれど、そういう観点から、これも同じように本来知りえなかった情報が手に入ってくる、ということでございますので、本人外収集としまして、本人から収集することにより事務の性質上その目的達成に支障が生じるか、または円滑な実施を困難にする恐れがあるかどうか、本人通知の必要性があるかどうか</p>

	<p>という観点から、ご審議いただくことになるのですが、この点に関しまして、自由に ご意見お出しただければと思います。</p>
委 員	<p>不正をただす目的であればいいですけどね。</p>
委 員	<p>ここに聞いても教えてくれないことが多いですから。</p>
委 員	<p>自分の都合のいいことは言うけどね。</p>
会 長	<p>人間の常でございますのでね。</p>
委 員	<p>だから誰か知った人に聞くしかないのだけれどね。</p>
会 長	<p>じゃあこの案件に関しまして、同じように収集しました個人情報に目的外突合 で、不正給付受けてないかどうかという点と、収集情報に関しましては、漏えいのな いよう丁寧に扱うということを付帯させてもらいまして、今回46号につきましても諮 問内容としましては可としてよろしいでしょうか？</p>
委 員 一 同	<p>はい。</p>
会 長	<p>どうも有難うございます、ではそういうようにさせていただきます。一応本日の諮 問案件2件につきましてもの審議をいただきました。最終の答申の文言等に関しまし ては事務局で作成いただいた上で私の方でチェックさせていただいて、文言の調整 等は私のほうで出させていただきますというのでよろしいでしょうか。</p>
委 員 一 同	<p>はい。</p>
会 長	<p>それではそのようにさせていただきます。それではもう一つ、3番目、その他とい うのがございますが事務局から何かございますか？</p>
事 務 局	<p>ございません。</p>
会 長	<p>では、その他はございませんようですので、以上の内容をもちまして 本日の審議会の審議内容をすべて終了いたします。</p> <p>終了</p>